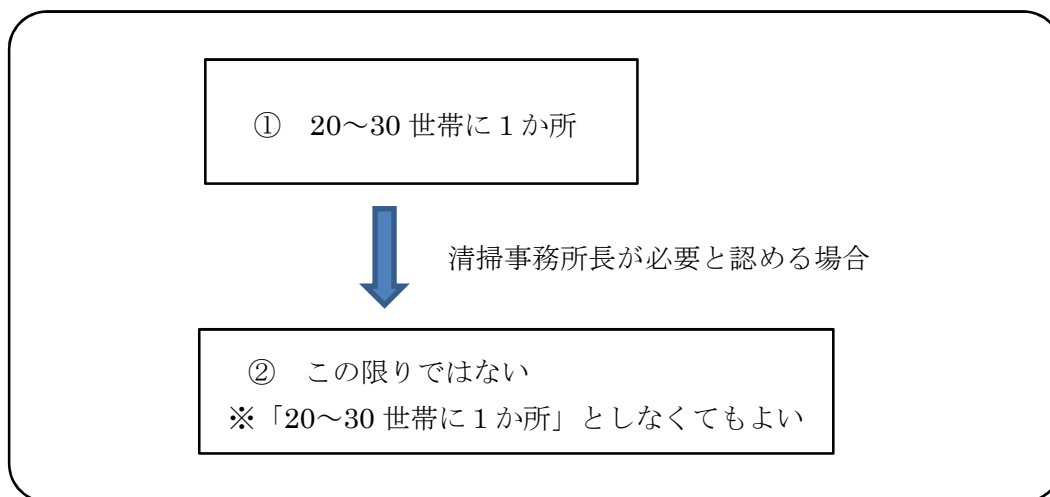


「ごみステーションの設置及び清潔保持に関する要綱」の改正について

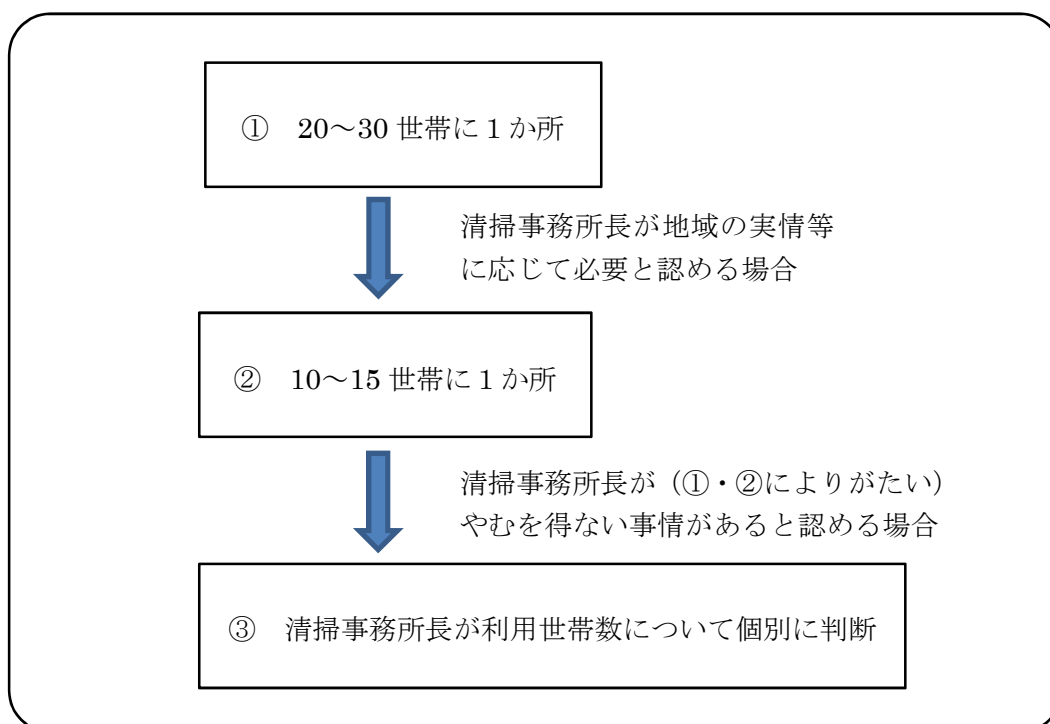
平成 24 年 5 月から推進しているごみステーションの小規模化に合わせ、平成 26 年 10 月に、「ごみステーションの設置及び清潔保持に関する要綱を以下のとおり改正した。

1 利用世帯数の基準についての定めの変更

【改正前】



【改正後】



2 ステーションの設置間隔についての規定を削除

「距離 100mにつき 3 か所以下を基準とする。」旨を削除する。